

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年 7月31日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府福知山市字上紺屋15番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社さとう 代表取締役社長 佐藤 総二郎 電話 0773 - 22 - 0001					
主たる業種	百貨店、総合スーパー				細分類番号	5   6   1   1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、平成26年度から平成28年度の3年間の二酸化炭素排出量を、年平均1%削減する。						
計画を推進するための体制	総務部環境保全推進課と店舗開発部施設管理課が担当、推進している。 EMSについては、独自の「環境保全への取組み」に基づき、全店・全事業所で省エネに取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,675.0 トン	15,448.7 トン	15,895.4 トン	14,398.9 トン	3.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,748.5 トン	15,448.7 トン	15,895.4 トン	14,398.9 トン	3.4 パーセント	
実績に対する自己評価		平成25年度より10店舗の新店舗開店しましたが、旧店舗の天井照明をLED照明への切り替えを実施したため温室ガス排出量の増加率は抑えられています。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	店舗、事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×年間営業時間)	60.90	60.44	57.28	52.21	-6.99 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		平成25年度より10店舗の新店舗開店しましたが、旧店舗の天井照明をLED照明への切り替えを実施したため原単位当たりの温室ガス排出量は削減できています。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 ( )年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		6.0 パーセント	6.0 パーセント	12.0 パーセント	12.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	・LEDの天井蛍光灯・スポットライト照明の投入、冷蔵ケースのキャノピー照明の投入。デマンドコントローラーを設置					
	(27)年度	・LEDの天井蛍光灯・スポットライト照明の投入					
	(28)年度	・LEDの天井蛍光灯・スポットライト照明の投入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	実施しない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	地域的に、自動車以外の交通手段が無い為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	現在計画はございません。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	トン	トン	トン	トン			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。